

令和元年 7 月 3 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

7月3日（最終日）

- 日程第1 議案第40号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第41号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第42号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第1号）
日程第4 請願第2号 「日本政府に消費税10%増税の中止を求める意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件

- 日程第1から日程第4までの各事件
追加日程第1 議長の辞職許可について
追加日程第2 議長の選挙
追加日程第3 副議長の辞職許可について
追加日程第4 副議長の選挙
追加日程第5 常任委員会委員の選任について
追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について
追加日程第7 議会広報特別委員会委員の選任について
追加日程第8 知多南部衛生組合議会議員の選挙
追加日程第9 知多南部消防組合議会議員の選挙
追加日程第10 知多南部広域環境組合議会議員の選挙
追加日程第11 議案第43号 監査委員の選任同意について
追加日程第12 閉会中の継続審査（調査）について

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	中 川 昌 一
総 務 部 長	田 中 嘉 久	総 務 課 長	内 田 純 慈
防 災 安 全 課 長	滝 本 功	税 務 課 長	神 谷 和 伸
企 画 部 長	鈴 木 茂 夫	企 画 課 長	高 田 順 平
地 域 振 興 課 長	滝 本 恭 史	検 査 財 政 課 長	山 下 忠 仁
建 設 経 済 部 長	大 岩 幹 治	建 設 課 長	山 本 剛
産 業 振 興 課 長	鈴 木 淳 二	水 道 課 長	坂 本 有 二
厚 生 部 長	田 中 吉 郎	住 民 課 長	宮 地 利 佳
福 祉 課 長	相 川 和 英	環 境 課 長	富 田 和 彦
保 健 介 護 課 長	田 中 直 之	教 育 長	高 橋 篤
教 育 部 長	山 下 雅 弘	学 校 教 育 課 長	石 黒 俊 光
社 会 教 育 課 長	森 崇 史	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 本 剛 資
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	山 本 有 里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	大 久 保 美 保	係 長	磯 部 貴 宏
-------------	-----------	-----	---------

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る6月21日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

日程第1 議案第40号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第1、議案第40号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第40号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月28日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、軽自動車税環境性能割は自動車取得税にかわるものか。答弁としまして、廃止される自動車取得税と同様に軽自動車を取得したときに課税される税金ですので、自動車取得税にかわるものと捉えています。

次の質疑としまして、軽自動車税環境性能割が軽減されるが、その影響はどうか。答弁としまして、本年10月1日からの消費税率引き上げに伴う対応として、税率1%分軽減するもので、減収分については国の交付金で全額補填されますので、町としては影響はないものと見込んでいます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

よろしく願いいたします。

それでは、議案第40号 南知多町税条例の一部を改正する条例案に賛成討論をいたします。

まず、個人町民税関係では、2021年から始まる単身児童扶養者に該当する者を個人住民税を非課税対象者とする条例案です。前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対して、児童扶養手当の支給を受けている事実婚でない者について非課税措置にするものです。

所得税の寡婦制度は、婚姻歴の有無で、ひとり親に対する控除の適用を差別化する制度になっていて、その改善が求められていましたが、平成19年度の税制改正で、寡婦制度そのものの改正は棚上げになっていますが、今回の改正は、寡婦と同様の所得要件135万円以下の所得要件を認める者を非課税にするもので、一定の改善となっています。

また、軽自動車税の改善は、環境性能割を税率軽減や非課税にするもので、また排出ガス及び性能にすぐれた車種について税率を軽減するものです。

環境インセンティブの強化は、地球温暖化対策の観点からも歓迎すべきものです。税収減が懸念されますが、この税収の減収に対しては、一定の揮発油税等から交付税措置や性能割の交付税措置もされるということで、町としてはほとんど負担がないとの総務建設委員会での回答もありました。国の環境への配慮を促進するものであり、また利用者や低所得者の課税の軽減を図れる改正であり、この税条例の一部を改正する条例案に

賛成するものであります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第41号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第2、議案第41号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第41号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月26日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、軽減強化の対象となる所得段階の第1段階から第3段階までのそれぞれの人数と65歳以上の第1号被保険者全体に占めるそれぞれの割合はどれくらいか。

答弁といたしまして、第1段階の方が1,136人で17.2%、第2段階の方が548人で8.3%、第3段階の方が368人で5.6%です。

次の質疑としまして、第7期介護保険事業計画の計画期間中は保険料率の引き下げは継続されると考えるが、第8期介護保険事業計画以降はどうなるのか。答弁としまして、前期計画である第6期介護保険事業計画初年度の平成27年度から第1段階の保険料率が0.05引き下げられていることから、第8期以降も引き下げが継続されると想定しており

ますが、現段階では国からは示されていません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第41号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例案についての賛成討論をいたします。

保険介護課の担当者によれば、南知多町の65歳以上の人口は6月現在で6,546人、36.8%、そのうちの75歳以上の人口は3,479人で、全人口の割合では19.6%に当たるそうです。要支援・要介護者の合計は957人で、65歳以上の人数では12.6%に当たります。介護は身近な問題であり、介護保険料、利用料の低所得者への軽減や減免は町民の喫緊の課題です。

今回、条例改正は、財源は別として低所得者の介護保険料の軽減を図る改正です。第1段階を4,500円、第2段階を7,500円、第3段階を1,500円ずつ軽減するもので、低所得者の保険料軽減として利用者に喜ばれる改正です。今後は2020年以降の完全実施において、さらなる軽減も計画されており、歓迎すべき内容です。

介護課の担当者にお聞きすると、今回の改正で、国2分の1、県4分の1、南知多町は4分の1負担で、約329万5,500円になるそうであります。この負担問題について、県政財政課の、その財源は、国からの交付税交付金措置を明確にする平成31年1月25日の国からの事務通知で、全て何らかの国としての対応をするとの連絡を受けている。町として具体的な負担はないだろうというふうに回答されました。

介護保険の6月現在の第1段階から第3段階の対象者は、先ほど委員長が述べたとお

り、第1段階で1,136人、17.2%、そして第2段階548人、8.3%、第3段階368人、5.6%で、約3割以上の方が減額の対象になります。低所得者への配慮を一層進める介護保険条例の一部を改正する案であり、賛成するものです。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第42号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第3、議案第42号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第42号に対して、当委員会に付託されました審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

福祉課関係について。

質疑としまして、保育料無償化の範囲として給食費は含まれるのか。答弁としまして、国の保育料無償化の範囲に給食費は含まれていないため、含まれません。

次の質疑としまして、今回の保育料無償化となる対象児童数は何人か。答弁としまして、6月1日現在、3歳から5歳の児童数は全体で260人いますが、そのうち無償化の対象は198人です。また、ゼロ歳から2歳の非課税世帯の児童数は7人で、そのうち無償化の対象は1人です。

環境課関係について。

質疑としまして、広域環境組合における汚染土壌運搬処分業務委託の期間はどれだけか。答弁としまして、平成31年4月1日から令和元年9月30日です。

次の質疑としまして、広域環境組合分担金の南知多町の分担率は8.21%か。答弁としまして、内訳としまして、均等割が100分の10、人口割が100分の90となっており、均等割2%、人口割6.2071%ですので、分担率は8.21%です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

続いて、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第42号に対して、当委員会に付託されました審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑としまして、プレミアム付商品券システム構築委託料について、具体的な内容はどのようになっているのか。答弁としまして、既存の総合住民情報システムからのプレミアム付商品券事業対象者抽出作業は、申請書、購入引換券などの発行等を管理するシステムの構築業務です。

次の質疑としまして、購入対象者3,800人とあるが全員が購入するのか。答弁としまして、本人の購入負担があることや使用期限が限られていることなどから、購入されない方がいることも考えられます。

地域振興課関係について。

質疑としまして、平成31年4月以降の移住・定住者は、首都圏人材確保支援事業費補助金の支給に該当するとの説明であったが、過去に本町への移住・定住の実績、問い合わせはあったのか。答弁としまして、現在のところ、問い合わせはございませんが、過去に空き家バンク制度を利用し、首都圏から本町への移住は2世帯の実績があります。

次の質疑としまして、この移住者に対する支援事業は、この先どの程度続けるのか。答弁としまして、この事業は愛知県と共同で実施しており、この事業に係る地域再生計画の期間は5年となっています。

検査財政課関係について。

質疑としまして、地方債の利率は年利4%で借入れをするのか。答弁としまして、地方債の利率は年利4%以内という上限を定めるものであって、実際にはこれ以内の利率で借入れを行うものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議案第42号 南知多町一般会計補正予算（第1号）に賛成の立場から討論いたします。

補正予算書に見られる障害者・子ども・子育てシステム改修費149万3,000円と834万9,000円は、これほど経費がかかるのかという懸念もありますが、今後の障害者事業、保育事業を進める上で必要な経費であり、全て国庫、県からの支出であり、妥当であると考えます。

知多南部広域環境組合分担金の644万8,000円は、これから建設しようとしているごみ処理場のさらなる土壌汚染対策として、分担要請されてきているものです。これからの建設予定現場からダイオキシン、ヒ素、鉛、フッ素等の複数の汚染物質の存在が継続して示されて、それを除去せざるを得ない分担金として要請されたものと理解しております。

644万円は南知多町の分担金として8.21%の範囲内とのことですが、これ以上の支出はやめてほしいと考えるものですが、この支出も今後の建設工事の進展を考えると、環境への配慮は絶対必要であり、今のところやむを得ない支出であると理解します。

プレミアム付商品券事業については、事務費等や時間外手当費153万1,000円について

も、国庫支出金として計上されてきており、南知多町としての負担はないとのことであり、妥当であると考えます。

防災・減災施設整備事業では、豊浜防災センターの土地・施設購入費は、非常用発電の修繕等の経費が計上されています。必要な安心・安全への経費として認めることができるものです。南知多町のこれからの行政の円滑な運営のための補正予算であると考え、賛成するものです。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 請願第2号 「日本政府に消費税10%増税の中止を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第4、請願第2号 「日本政府に消費税10%増税の中止を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました請願第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成なしでありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

5番、内田保議員。

○5番(内田 保君)

請願第2号の紹介議員として、提出されておる請願第2号「日本政府に消費税10%増税の中止を求める意見書」の採択を求める請願に賛成討論いたします。

NHKや最近の新聞のアンケート調査でも、消費増税への国民の声は賛成より反対です。直近の共同通信社の6月28日の調査でも、10%引き上げは反対51.1、賛成は44.7%です。過半数の方が反対となっています。暮らしと経済を破滅に追い込む消費税10%の増税を強行することは、国民の声を無視するものです。私は、政府に対して10%増税中止の意見書採択に強く賛成します。

2014年の消費税8%を契機に、日本の実質家計消費は年に25万円も落ち込んでおります。労働者の実質賃金も年10万円も落ち込んでいます。最近の内閣府の景気動向指数は、6年5カ月ぶりに2カ月連続で悪化となりました。

また、最近の直近の日銀が7月1日に発表した6月の日銀短観でも、同じ内容が示されています。これは、企業経営者が今の景気をどう感じているかを示す指標で、大企業も中小企業も2期連続悪化です。これについて、7月1日の中日新聞夕刊の評価は、景気の先行きは予断を許さない状況である。増税の決行はさらなる個人消費の落ち込みを招き、景気の足を引っ張りかねないとしております。

景気悪化の局面での増税の強行など、歴史的にも前例のない愚行というほかありません。庶民には大増税を押しつけ、大企業と富裕層税制に指一本触れようとしない安倍政治です。安倍首相は、今回いただいたものは全てお返しする対策を行っていききたいと答えています。全て返すぐらいならば最初から増税する必要はありません。

安倍首相は消費税の使い道を考える、変える、増税分を高等教育の無償化、幼児教育、保育の無償化に充てるという言いわけをしております。しかし、高等教育の無償化といいますが、学費の値上げを容認し、学費減免の対象となるのは学生の1割にすぎません。その財源が消費増税です。これをもって高等教育の無償化というのは、看板に偽りあり

きとはこのことです。幼児教育、保育の無償化は必要であります、財源を消費税増税に頼ったら、所得の少ない方には負担増だけにしかありません。どれもこれも消費増税を押しつける言いわけにはなりません。保育の無償化措置も現在は交付税措置がされていて、今後は自治体への自己責任負担になりかねない仕組みともなっております。

消費税は1989年に新しく導入された税金ですが、この30年間で累計で372兆円だそうです。新たな財源が国庫に入りました。しかし、消費税を導入した翌年の1990年に法人税減税が始まりました。90年からずっとこの間、29年間に減税された法人税は291兆円です。つまり、消費税増税導入で国庫に巨額の新財源が出現したにもかかわらず、そのほぼ8割は大企業の法人税の減税分に補填されたこととなります。株の配当益や譲渡益の課税は、2002年までは法則で26%もありました。それを自公政権で2003年から20%へ、そして2008年3月までは10%まで課税をされました。現在は20%としておりますが、そのため、今の税負担構造は年収1億円を超える富裕層の方が総税金の額では下がってくるというおかしな税構造になっているのが今の日本です。つまり、株取引課税が低過ぎるのです。今回の消費税増税の5兆円の財源は、株取引の例年並みの30%課税や内部留保が400兆円もある大企業への法人税引き上げ、富裕層への直接課税を適正にすれば、しっかり確保できます。

税金というのは本来、負担能力の多い人を徴収するものです。応能負担が原則であり、どのような国でもこれが大原則となっております。ともに生きるためにお金持ちにはしっかり負担していただき、低所得者はしっかり守られる必要があります。低所得者に重い負担を押しつける消費増税、間接税をふやすのではなく、所得税、法人税のこれまでに下げられてきている累進課税の見直しが抜本的に必要なものです。経済を悪化させる10%増税はまずやめるべきです。

意見書の採択を多くの議員の皆さんにお願いして、賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時10分といたします。

なお、再開については、総務課長及び検査財政課長以外の各課長の退席をお願いします。

[休憩 9時54分]

[再開 10時10分]

○副議長（吉原一治君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで議事の都合により、議長席を副議長と交代します。

休憩中に議長の藤井満久議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の辞職許可について

○副議長（吉原一治君）

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定に基づき、藤井満久議員の退場を求めます。

（議長 藤井満久君 退場）

それでは、辞職願を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大久保美保君）

それでは、朗読いたします。

令和元年7月3日、南知多町議会副議長、吉原一治様。南知多町議会議長、藤井満久。辞職願。

このたび、一身上の都合により、南知多町議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（吉原一治君）

お諮りいたします。藤井満久議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、藤井満久議長の辞職を許可することに決定しました。
藤井満久議員の入場を求めます。

(8番 藤井満久君 入場・復席)

藤井満久前議長に退任の御挨拶をお願いします。

○8番(藤井満久君)

平成29年7月6日の臨時議会で議員の皆様にご推挙いただき、議長に就任以来、議員各位はもとより、町民の皆様には温かい御支援・御協力をいただき、議長としての重責を全うすることができました。

また、公務多忙の中、今までにない経験と見識を広げることができました。議員の皆様には心より感謝と御礼を申し上げます。

結びに、南知多町のますますの繁栄を御祈念申し上げ、議長退任の挨拶といたします。
本当にありがとうございました。

○副議長(吉原一治君)

ありがとうございました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙

○副議長(吉原一治君)

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を投票によることに決定しました。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は12名です。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

立会人に1番、山本優作議員及び12番、石黒充明議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票用紙に被選挙人の名前をはっきりと記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名をお呼びいたしますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

山本優作議員及び石黒充明議員の開票立ち合いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を御報告します。

投票総数12票、有効投票12票。無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、藤井満久議員が10票、内田保議員1票、吉原一治1票であります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、藤井満久議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました藤井満久議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

藤井満久議員に就任の御挨拶をお願いします。

○新議長（藤井満久君）

皆さんにお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆さんの御推挙で再度南知多町議会議長に御選任を賜り、心から感謝申し上げます。私として光栄に感じるとともに、責任の重さを痛感している次第でございます。今後も今まで同様に、議員各位の御理解と御支援を得ることを念頭に置いて、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいり所存でございます。

地方自治の本旨は、議会と執行部はともに切磋琢磨して、社会福祉を初めとした市民生活の向上に努めていくという、いわゆる二元代表制にあると考えています。したがって、南知多町議会におきましても町長としっかりとした議論を重ね、町民のために施策を実行していくことが、あすの南知多町の発展につながるものと確信しております。

本町におきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、活力と魅力にあふれ、安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが町民の皆様の一致した願いであるとの認識に立ち、その負託に応えるべく、皆様とともに頑張る所存でございます。どうぞ、今後とも、議員の皆様方の温かい御支援並びに御指導・御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（吉原一治君）

それでは、新議長と交代します。

御協力ありがとうございました。

(新議長 議長席に着席)

○議長（藤井満久君）

ただいまから、議長として議事を進めていきますので、よろしく申し上げます。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

[休憩 10時33分]

[再開 10時40分]

○議長（藤井満久君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

休憩中に、副議長の吉原一治議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 副議長の辞職許可について

○議長（藤井満久君）

追加日程第3、副議長の辞職許可についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定に基づき、吉原一治議員の退場を求めます。

（副議長 吉原一治君 退場）

それでは、辞職願を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大久保美保君）

それでは、朗読いたします。

令和元年7月3日、南知多町議会議長、藤井満久様。南知多町議会副議長、吉原一治。辞職願。

このたび、一身上の都合により、南知多町議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（藤井満久君）

お諮りいたします。吉原一治議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、吉原一治議員の副議長の辞職を許可することに決定

しました。

吉原一治議員の入場を求めます。

(9番 吉原一治君 入場・復席)

ここで、吉原一治前副議長の退任の御挨拶をお願いいたします。

○9番(吉原一治君)

退任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

2年間、皆様からの大変な御協力をいただき、この大役を無事務めることができましたこと、本当にありがとうございました。

どうもありがとうございました。

○議長(藤井満久君)

ありがとうございました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長(藤井満久君)

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙は投票によることに決定しました。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は12名であります。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

立会人に1番、山本優作議員及び12番、石黒充明議員を指名します。

投票用紙を配付します。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票用紙に被選挙人の名前をはっきりと記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

山本優作議員及び石黒充明議員の開票の立ち合いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を御報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、榎戸陵友議員11票、内田保議員1票であります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、榎戸陵友議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選されました榎戸陵友議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、新副議長の榎戸陵友議員に就任の御挨拶をお願いします。

○新副議長（榎戸陵友君）

ただいま議員各位の皆様にご推挙をいただきまして、副議長という重責を拝命いたしました。まことにありがとうございます。この職責に従うようにしっかりと努力してまいり所存でございますので、よろしく願いをいたします。

時代は平成から令和にかわり、新しい時代の息吹をひしひしと感じているわけですが、そういった中で、こういった町政にチャレンジできることは非常にうれしく思っております。

また、本町におきましては新規事業、多々計画がございます。そんな中で、住民の皆様の声をしっかり聞いて、議会で議論を重ね、住民の皆様の期待に応えること、負託に応えること、それが議会の務めだと思って、重要な務めだと思っております。

しかしながら、現在、本町におきましては非常に財政も乏しく、少子・高齢化、また経済も低迷をしております。そんな中でございますけれども、議長を補佐し、地域のためにしっかりと努力をしてまいり所存でございます。町当局と車の両輪のごとくバランスをとりながら、そしてあるときは切磋琢磨しながら、町議会の活性化に向けて、しっかりと努力をしてまいり所存でございます。

皆様方の御理解と御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

休憩中に各常任委員会の委員の選任をお願いします。

〔 休憩 10時57分 〕

〔 再開 11時10分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（藤井満久君）

追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員の選任については、会議規則第30条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

それでは、事務局長より発表します。

○議会事務局長（大久保美保君）

御指名をいただきましたので、常任委員会委員を発表させていただきます。

総務建設委員に、山本優作議員、鈴木浩二議員、服部光男議員、松本保議員、榎戸陵友議員、石黒充明議員、以上6名でございます。

次に、文教厚生委員に、片山陽市議員、小嶋完作議員、内田保議員、石垣菊蔵議員、藤井満久議員、吉原一治議員、以上6名でございます。

○議長（藤井満久君）

よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

休憩中にそれぞれの常任委員会を開催し、正・副委員長を選出をお願いしてあります。休憩中に各常任委員会の正・副委員長の互選が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。

○議会事務局長（大久保美保君）

それでは、御指名によりまして、各常任委員会の委員長及び副委員長を報告させていただきます。

総務建設常任委員会委員長に鈴木浩二議員、同副委員長に山本優作議員、文教厚生常任委員会委員長に石垣菊蔵議員、同副委員長に片山陽市議員、以上でございます。

○議長（藤井満久君）

よって、そのとおりであります。

ここで休憩といたしますので、休憩は11時20分までとします。

この休憩の間に、議会運営委員会委員及び議会広報特別委員会の委員の選任をお願いします。

〔 休憩 11時14分 〕

[再開 11時20分]

○議長（藤井満久君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（藤井満久君）

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

休憩中に委員長、副委員長の互選も行われましたので、よろしく申し上げます。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

それでは、事務局長より発表をお願いします。

○議会事務局長（大久保美保君）

御指名をいただきましたので、議会運営委員会委員を発表させていただきます。

議会運営委員会委員に、鈴木浩二議員、小嶋完作議員、石垣菊蔵議員、服部光男議員、吉原一治議員、以上5名でございます。

○議長（藤井満久君）

委員長と副委員長の発表をお願いします。

○議会事務局長（大久保美保君）

引き続き御指名によりまして、議会運営委員会委員長及び副委員長を報告させていただきます。

議会運営委員会委員長に吉原一治議員、同副委員長に服部光男議員、以上でございます。

○議長（藤井満久君）

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員並びに委員長、副委員長に決定しました。よろしく申し上げます。

追加日程第7 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（藤井満久君）

次に、日程第7、議会広報特別委員会委員の選任についてを行います。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと思えます。委員長、副委員長も同じく指名したいと思えますので、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

それでは、事務局長より発表いたします。よろしくお願ひします。

○議会事務局長(大久保美保君)

それでは、御指名をいただきましたので、議会広報特別委員会委員を発表させていただきます。

議会広報特別委員会委員に、山本優作議員、鈴木浩二議員、片山陽市議員、石垣菊蔵議員、以上4名でございます。

続いて、議会広報特別委員会委員長及び副委員長を発表させていただきます。

議会広報特別委員会委員長に山本優作議員、同副委員長に片山陽市議員、以上でございます。

○議長(藤井満久君)

よって、そのとおりであります。よろしくお願ひします。

追加日程第8 知多南部衛生組合議会議員の選挙

○議長(藤井満久君)

追加日程第8、知多南部衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

知多南部衛生組合議会議員に、副議長、榎戸陵友議員、文教厚生委員長、石垣菊蔵議

員、文教厚生副委員長、片山陽市議員、私、議長の藤井満久を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました4名を知多南部衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した4名が知多南部衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4名が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第9 知多南部消防組合議会議員の選挙

○議長（藤井満久君）

追加日程第9、知多南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選することに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

知多南部消防組合議会議員に、副議長、榎戸陵友議員、総務建設委員長、鈴木浩二議員、総務建設副委員長、山本優作議員、私、議長の藤井満久を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を知多南部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が知多南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4名が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第10 知多南部広域環境組合議会議員の選挙

○議長（藤井満久君）

追加日程第10、知多南部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

知多南部広域環境組合議会議員に、副議長、榎戸陵友議員、文教厚生委員長、石垣菊蔵議員、私、議長の藤井満久を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名を知多南部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名が知多南部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3名が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時35分といたします。

〔 休憩 11時28分 〕

〔 再開 11時39分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

追加日程第11 議案第43号 監査委員の選任同意について

○議長（藤井満久君）

追加日程第11、議案第43号 監査委員の選任同意についての件を議題といたします。

地方自治法117条の規定により、議員の退場を求めます。

石黒充明議員。

(12番 石黒充明君 退場)

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第43号 監査委員の選任同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議員のうちから選出する監査委員の石垣菊蔵さんより、辞職願が提出されました。

監査委員の選任につきましては、普通地方公共団体の長が議会の同意を得まして選任することとなっております。議員のうちから選出する後任の監査委員に石黒充明さんを新たに選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号、監査委員の選任についての同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定しました。

石黒充明議員の入場を求めます。

(12番 石黒充明君 入場・復席)

ここで皆様にお諮りします。地域公共交通対策特別委員会委員長の榎戸陵友議員から、辞職の申し出がありまして、皆さん、御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それとあわせて、総務建設委員長の鈴木浩二議員に地域公共交通特別委員会委員長を引き受けてもらえることをお話ししました。議長のほうから指名したいと思いますが、それに同意願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

そのように取り計らいますので、よろしく申し上げます。

追加日程第12 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藤井満久君）

追加日程第12、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、各特別委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定いたしました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて令和元年第3回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 11時44分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

副 議 長 吉 原 一 治

新 議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 吉 原 一 治

署 名 議 員 松 本 保